

令和5年（フ）第1000号
破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書（2）

令和6年2月27日

破産管財人 野田 聖子

第1 令和5年10月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和6年2月27日現在の破産財団の残高は5億5844万5602円である。

当職において、令和5年10月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである（以下、当職作成令和5年10月27日付け「破産管財人報告書（1）」にて報告した内容を「前回報告」という）。

2 電力会社からの売電収入

当職は、前回報告以降、各電力会社から破産者の保有発電所に係る売電収入合計5637万2286円を回収し、破産財団に組み入れた。

3 発電設備の売却に必要な作業の実施

（1）破産者の発電・売電事業の譲渡の経過

ア 事業譲渡契約書の締結

前回報告のとおり、当職は、破産者の所有する太陽光発電所について、入札手続を経て選定した優先的契約締結交渉権者（以下「承継先候補者」という）との間で、事業譲渡契約締結に向けた令和5年6月8日付け基本合意書を締結した。そして、当職は、承継先候補者との協議を重ね、裁判所の許可を得て、承継先候補者との間で、令和5年11月6日付け事業譲渡契約（以下「本件事業譲渡契約」という）を締結した。

その後、令和5年12月6日までに、当職は、承継先候補者から本件事業譲渡契約に基づく事業譲渡代金の内金として合計5257万5010円の支払いを受け、破産財団に組み入れた。

イ 地権者との折衝

本件事業譲渡契約締結後、承継先候補者において、各太陽光発電所の地権者との間で折衝を行い、承継先候補者からは、大半の地権者との間で事業譲渡に伴う承継に関する合意を締結することができた旨の報告を受けている。

ウ FITの名義変更の手続

本件事業譲渡契約締結後、当職は、承継先候補者と共に、経済産業省のFIT制度で売電の買取価格が認定されている破産者所有の発電設備について、登録事業者の名義変更手続（以下「FIT名義変更手続」という）に必要な資料の作成等を行い、令和5年12月15日までに登録事業者を承継先候補者に変更するFIT名義変更手続を申請した。かかる名義変更の申請内容につき、現在、経済産業省の受託機関であるJPEA代行申請センターにおいて、審査中の状況にある。

エ 今後必要な作業

本件事業譲渡契約に基づく破産者の発電・売電事業の譲渡を実行するためには、①FIT名義変更手続を不備なく完了できること、②農地に発電設備が設置されているため、発電事業の実施にあたり、農地法上、農業委員会の許可を得て、営農を適切に継続することが求められる合計77件の発電所（営農型発電所）については、承継先候補者において、農業委員会から当該許可を取得できることが前提条件となる。当職は、かかる前提条件を充足させるため、発電所ごとに現況を確認し、個別事情や懸案の把握に努め、日々、承継先候補者と協議を重ねながら、必要書類を準備し、手続を順次進めているところであるが、譲渡対象の発電所が多数に上ること、JPEA代行申請センターや各農業委員会による審査を経る必要があることから、なお事業譲渡の実行が完了するまでには一定の時間を要する見込みであり、現時点で具体的な事業譲渡の完了時期を報告できる段階にない。当職は、できる限り早期に事業譲渡を実行して、事業譲渡

代金を破産財団に組み入れ、債権者各位のための配当原資を確保すべく、引き続き、管財人団とともに鋭意、管財業務を遂行する所存である。

(2) 太陽光発電設備の保守管理

上記(1)記載のとおり、各太陽光発電所の譲渡・承継が完了するまでの間、売電収入を維持し、また、事業価値を維持するため、当職において太陽光発電設備の保守管理を実施している。

具体的には、各太陽光発電所の底地の草刈り作業を実施し、設備の故障、毀損、盗難等が生じた際には、修理、警察・損害保険会社対応等を行っている。

4 千葉支社について

当職は、本社閉鎖後、太陽光発電設備の保守管理及び承継先候補者への承継準備のために千葉支社を維持しており、現在も賃貸借契約を継続している。今後、保守管理業務や承継業務が暫時減少し、千葉支社を維持する必要性が無くなった段階で、経費を節約するために閉鎖を行うことを予定している。

5 訴訟提起による債権回収

当職は、株式会社 makethe paradise に対して、破産者が発電設備の売買を行った際に発生した売電収入等の立替金支払契約の債務不履行責任について、合計 1101万7689円の損害賠償請求訴訟を提起し、訴訟追行中である。

6 貸付金・基金の処理

合同会社 CHANGE に対する貸付金 250万円に関しては、同社は貸借対照表上債務超過法人であるところ、買取査定を依頼したサービサー 2社の内 1社から買取可能との回答があったことから、当該サービサーに対し、御庁の許可を得た上で、当該サービサーが提示した金 10万円で譲渡し、譲渡代金を破産財団に組み入れた。また、一般社団法人 CHANGE に対する基金 250万円に関しては、同社団法人の定款において基金の返還に関する債権は譲渡できない旨が定められており、また同社団法人は貸借対照表上債務超過法人であるところ、買取査定を依頼したサービサー 2社のいずれからも買取ができない旨の回答があったことから、当職は、御庁の許可を取得した

上で、同社団法人代表者に対して金2万5000円で譲渡し、譲渡代金を破産財団に組み入れた。

第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第3 破産財団の概要（令和6年2月27日現在）

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	5億5844万5602円

※ 財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第4 確定一般破産債権額（劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない）（令和6年2月27日現在）

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	33億5180万4690円

※未確定一般破産債権額5077万1653円及び額未定を含まない。

第5 今後の管財業務

今後も上記第1記載の各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団に属する資産の換価業務を継続していく。

現在は、各発電所のFIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）に基づく発電設備に関する認定IDの名義変更及び営農型の発電設備に関する農地法上の許認可の取得等に向けた準備、対応を進めている。

発電設備の数が多いことに加え、営農型の発電設備については、農地法上の許認可の取得に相当の期間を要することが見込まれ、今後も多数の作業と

時間が必要となることが見込まれており、売却の完了まで一定の期間を要することが見込まれる。

第6 破産手続の進行

現段階において、一般破産債権に配当できる可能性が高いと考えられる。当職としては、経費を節約し、各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団の増殖に努める所存である。

各発電所の発電・売電事業の売却活動をはじめとする管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する見込みであり、換価が完了する時期及び破産手続の終結時期については未定である。

以上